

富士市物品購入等公募型指名競争入札案件

1. 契約番号 5073000057
2. 件名 多機能型消防自動車
3. 納入場所 富士市永田町1丁目100番地 富士市消防本部
4. 納入期限 令和9年2月19日
5. 概要 別紙案件概要のとおり
6. 申請書提出期限 令和7年5月1日 正午
7. その他参加に必要な条件等
 - (1) 富士市の物品買入れ等に係る競争入札参加資格を受けていること。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (3) 富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止の期間中でないこと。
 - (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (5) 当該物品調達に係る営業に関し、必要とする許可、認可を得ていること。

富士市物品購入等公募型指名競争入札参加申請書

上記の物品購入等の指名競争入札について、参加に必要な条件等を満たしており、入札に参加したいので申請します。

(あて先) 富士市長

令和 年 月 日

住所
商号
氏名

- ・本申請書を持参またはファクシミリにより、契約検査課に提出してください。
提出先 富士市財政部契約検査課 FAX 0545-53-0909
- ・送信票は、必要ありません。この申請書のみ（1枚）をFAX送信してください。
- ・審査の結果については、後日通知します。
申請書提出期限から7営業日を過ぎても通知が届かない場合にはお問い合わせをお願いします。

5073000057 多機能型消防自動車 案件概要 (1 / 18)

1. 品名・数量

No.	品 名	数量・単位
1	多機能型消防自動車 (消防団第10分団)	1 台

2. 条 件

多機能型消防自動車仕様書 (消防団第10分団) によること。

3. そ の 他

仕様についての問い合わせ及び仕様適用上の疑義は、富士市消防本部と協議すること。

※仕様に関する問い合わせ先 消防本部 警防課 澤木 TEL0545-55-2910

多機能型消防自動車仕様書

(消防団第10分団)

富士市消防本部

多機能型消防自動車仕様書

第1 総則

- 1 この仕様書は、富士市（以下「当市」という。）が令和7年度に購入し、消防団第10分団へ配置する多機能型消防自動車（以下「車両」という。）の仕様について定める。
- 2 この仕様書について疑義が生じた場合、又は変更の必要を認めたときは、直ちに当市に連絡し、その指示を受け誤りのないようにすること。
なお、不明な点は当市へ確認し、十分熟知のうえ契約するものとする。
- 3 契約後における一切の疑義は、すべて当市の解釈に従うものとする。

第2 適用法令

車両は、次に掲げる法令、その他関係のある法令通達等に適合するものであること。

- 1 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- 2 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
- 3 消防組織法（昭和22年法律第226号）
- 4 消防法（昭和23年法律第186号）
- 5 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号。以下「ポンプ規格省令」という。）
- 6 消防ポンプ自動車の安全基準（平成19年3月消防用車両安全基準検討会事務局・日本消防検定協会）

第3 納入期限等

- 1 納入期限 令和9年2月19日（金曜日）
- 2 納入場所 富士市永田町1丁目100番地 富士市消防本部
- 3 納入台数 1台

第4 一般事項

1 規格

- (1) 車両のシャシーは、日本国内で製造された令和7年製とする。
- (2) 完成した車両は、日本消防検定協会の受託試験及び受託評価に合格したものとし、道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準に適合し、かつ、緊急自動車として承認が得られるものであること。
- (3) ギ装に使用する材料は、すべて日本産業規格を満たすものを使用すること。
- (4) 車両、部品及び付属品は新規製品であること。

2 製作

(1) 受注者は、契約締結後、速やかに当市と製作に関する詳細な協議を行い、この仕様書に基づき、次の書類(各3部)を作成提出し、当市の承認を得てから製作に着手すること。

また、この仕様書の内容に変更が生じた場合は当市と協議し、その指示を受けた後、速やかに確認図書を提出し承認を得ること。

ア 工程表 (中間検査、完了検査予定日を明記すること。)

イ 外観概要図 (5面図・寸法入り)

ウ 外観概要図 (電子データ・凡例等記載なし)

エ キャブ内架装図

オ ぎ装諸元明細書

カ シャシー諸元明細書

キ 電気関係配線図 (シャシー及びぎ装ヒューズボックス取付位置を明記)

ク 装備及び積載品一覧表

ケ 価格明細書 (シャシー、ぎ装及び各取付品等の金額一覧)

コ その他当市が指示するもの

(2) 受注者は、車両の製作進行に伴い、この仕様書及び承認図において変更の必要を認められた時、あるいは不明な点が生じた時は、直ちに当市担当者に連絡し、その指示を受けるよう確認の図書等を提出し承認を受けるものとする。

3 検査

(1) 中間検査(以下、「検査」という。)は、装備品を取付ける直前(塗装前)に実施し、検査申請は書面をもって行うものとする。

(2) 検査を受ける予定日の2週間前までに検査日時、場所等を当市に連絡し承諾を得るとともに、検査依頼書を提出すること。

(3) ぎ装の工程上、検査の際に目視で確認できない部分については、ぎ装工程写真で行う。

(4) 検査時には、営業者及び設計担当者等が必ず立会い、当市の指示及び確認事項を記録し提出すること。

(5) 検査の結果、当市が不合格と認めた箇所等については、直ちに修復し改善の上、再検査を受けること。

(6) 車両納入日前には、性能、構造、無線、数量等の納入検査を受けること。

4 申請及び登録関係

(1) 緊急自動車申請事務は、受注者が行い納入すること。

(2) 緊急自動車申請後、次の書類(写)を提出すること。

ア 車両譲渡証明書

イ 物品売買契約書

ウ 改造自動車等審査結果通知書

5073000057 多機能型消防自動車 (5/18)

- エ 完成五面図 (縮尺1/20寸法入)
- オ 完成写真 (前後左右上部)

(3) 新規登録について、法令等適合するよう受注者が責任を持って解決することとし、登録費用は受注者の負担とする。ただし、自動車損害賠償保険、重量税及びリサイクル料については、受注者又は車両登録業者が一時立て替えをし、当市へ別途請求（一般請求書）するものとする。

なお、自動車損害賠償保険期間は25か月とすること。

5 検収

(1) 車両納入時に当市の指定する場所にて行う。

(2) 車両納入時、次の書類（各2部）を提出すること。

- ア 自動車検査証 (写し含む)
- イ 自動車損害賠償責任保険証明書 (写し含む)
- ウ 緊急自動車届出確認書 (写し含む)
- エ 自動車保管場所証明申請書 (写し含む)
- オ 納入内訳書
- カ 完成五面図
- キ 工程写真
- ク 車両、装備品及び積載品等の保証書
- ケ 各種装備機器及び各種積載品等取扱説明書
- コ 車両取扱説明書
- サ 消防ポンプ性能表
- シ 価格明細書 (シャシー及びぎ装各取付品等の金額一覧)
- ス その他当市で指示するもの

6 車両管理

納入前、車両及びぎ装等に損傷等をした時は、当市に速やかに連絡し受注者が一切の責任を負うこと。

7 点検・保証

(1) 保証期間は納入完了の日から起算して1年間とし、シャシー部については車両標準とする。ただし、保証期間終了後といえども、使用期間中における素材、設計、組立て等の不備により故障、破損等の欠陥を認めた場合は、受注者がすべて無償で修理等を行うこと。

(2) 車両登録後、1か月点検及び6か月法定点検を実施することとし、費用は受注者負担とすること。

8 故障等対応

(1) 納車後における車両及び資機材の故障等の対応については、年末年始、祝休日及び夜

間等を含む緊急連絡体制を定めた文書を納車時まで提出し、内容の変更は遅滞なく文書で当市に提出すること。

- (2) 受注者は、車両及び資機材に故障等が発生し、当市から連絡を受けた時は、直ちに技術者等を派遣し、当市が指定する期間内に運用可能な状態とすること。

9 その他

- (1) 受注者は、契約締結後、この仕様書に記載の附属品等に新製品等が発表され、変更を余儀なくされる場合は当市と協議し承認を得ること。

また、新製品等がこの仕様書の附属品等と比較して、機能及び性能等が向上する場合も同様とする。

- (2) この仕様書に記載の附属品及び特殊装置等は、同等以上の規格性能を有し、取付け又は積載スペースの関係上、仕様内容と合致する時は同等品でも認めるものとする。

- (3) この仕様書に定めていない事項についても、車両運行上及び活動上、当市が必要と認めた工作事項、並びに受注者が公表している仕様工作上で、当然必要な工作事項は実施すること。

- (4) 施工は、この仕様書によるものとし、明記されていない部分は、納入業者が公表した仕様によること。

- (5) 受注者は、この仕様書にやむを得ない変更を認めた時及び疑義を生じた時は、当市と協議すること。

- (6) 納入時の燃料は、車両及び積載品ともに燃料タンクを満たすこと。

- (7) 電球はシャシー、ぎ装ともに可能な限りLEDとすること。

- (8) 受注者は、車両の設計、製作、材料及び部品等において特許その他権利上の問題等が発生した場合は、納車時まで責任をもって解決すること。

- (9) 無線機等の移設については、当市が指定する無線業者と受注者で協議し、移設費用（既存車両から取外し、新規車両に移設）については受注者の負担とすること

- (10) 完成した車両の回送費用、試験及び車両の取扱技術指導に伴う費用は、すべて受注者が負担すること。

第5 車両概要

車両は最新の排出ガス規制基準適合車とし、主要概要は次のとおりとする。

- | | | |
|---|---------|---------------|
| 1 | キャビン | ダブルキャブ、4ドア |
| 2 | 乗車定員 | 6名（前部3名、後部3名） |
| | 全長 | 5, 100mm以下 |
| | 全幅 | 1, 850mm以下 |
| | 全高 | 2, 300mm以下 |
| 3 | ホイールベース | 2, 000mm以上 |

5073000057 多機能型消防自動車 (7/18)

4	車両総重量	3,500kg未満	
5	主ブレーキ	油圧真空倍力装置付	
6	駐車ブレーキ	推進軸制動内部拡張式	
7	ステアリング	パワーステアリング	
8	タイヤ	オールシーズンラジアルタイヤ	
9	燃料タンク容量	60リットル以上	
10	エンジン	ガソリンエンジン	
11	変速機	オートマチックトランスミッション	
12	総排気量	1,900cc以上	
13	オルタネーター	12V-100A以上	
14	バッテリー	50D20L以上	
15	最大トルク	179N・m以上	
16	エンジンガバナー	適正品	
17	エンジン回転計	1式	
18	エンジンアワーメーター	1式	
19	エンジン油温計	1式	
20	エンジン水温計	1式	
21	エアコン	1式	
22	ラジオ (AM/FM)	1式	(時計付)
23	後方確認システム	1式	
24	サイドバイザー	4個	(前後左右ドア・ステンレス)
25	電動格納ミラー	1式	(左右)
26	ミラーヒーター	1式	(左右)
27	ヘッドランプ	1式	(LED)
28	フォグラмп	1式	(LED)
29	SRSエアバッグ	1式	(左右)
30	バック警報器	1式	(音声機能付き)
31	泥よけ	1式	(前輪・後輪)
32	キーレスエントリー	1式	
33	フロントグリル	1式	(メッキ)
34	ナンバープレート枠	1式	(ステンレス)
35	ドライブレコーダー	1式	(一体型)
36	安全装置	1式	

(衝突被害軽減ブレーキ、車線逸脱警報、車両安定性制御)

第6 車体主要附属品

1	スペアタイヤ	1本	(ホイール付き)
2	タイヤチェーン	1式	(後輪用シングル、バンド付)
3	フロアマット	1式	(フロント用・リア用)
4	非常信号灯	1個	(LED合図灯)
5	工具	1式	
			(標準工具、スパナ6丁組プラス/マイナスイドライバー、タイヤレンチ)
6	ジャッキ	1式	(油圧式、ぎ装後重量対応品)
7	三角停止表示器	1個	
8	牽引ロープ	1本	(適応品)
9	予備キー	4本	
10	補修用塗料	2本	(タッチペン式)

第7 可搬式消防ポンプ概要

1 小型動力消防ポンプ型式 (B-2級)

小型動力消防ポンプの主要諸元及び性能は、2026年製B-2級であり、消防法令に基づいた型式承認を受けたものとする。

2	乾燥重量	99kg未満
3	総排気量	520cc以上
4	出力	22Kw以上
5	始動方式	セルスタータ式及びリコイルスタータ式
6	潤滑方式	ウエットサンプ (4ストローク)
7	燃料	ガソリン
8	タンク容量	10リットル以上
9	吸水口	75mm (呼び径)
10	放水口	65mm (呼び径)
11	放水量	1.2m ³ /min以上 (規格放水圧力時)

第8 車体のぎ装

1 車体の構造

- (1) 車両は、すべての検査に合格したものを納入すること。
- (2) ぎ装は総合的な重量軽減を図り、車両重量のバランスを考慮して製作すること。
- (3) 車両の重要な点検箇所および主要な部分の点検整備に関して、工具類を使用するため

のスペースを確保するとともに、必要箇所には点検口または点検扉を設けること。

- (4) 各ステップ面等はすべてアルミ製縞鋼板とすること。
- (5) 各ステップ等は傾斜又は排水管等を付け、排水が滞留しないように施工すること。
- (6) ボックス等の扉に使用する蝶番はすべてステンレス製等とし、取付用ボルトナット類も同様とすること。
- (7) 各部の溶接はオーバーラップ、アンダーカット及びブローホールを生じさせないこと。
- (8) 各部照明はLED方式とすること。(バックライト式不可)
- (9) 各ボックス内に水抜き用の孔を設け、腐食防止対策を施すこと。
- (10) 各ボックス内に樹脂製の「すのこ」を敷くこと。なお、「すのこ」は収納量に影響が少なくなるようにできる限り薄いものとする。
- (11) 各ボックスには、キャッチャー及びラッチ又はフランス落とし等を取付けること。
- (12) 側板、ステップ等の外縁部は折り曲げ加工を施し、切断部には丸みを付けて点検整備の際、危険の無いようにすること。
- (13) 乗降時及び走行時において、安全のため必要な握り棒、手摺り及び安全帯を設けること。
- (14) 各スイッチには、銘板で表示をすること。
- (15) 車両には別表1の取付装置、別表2の附属品を備えるとともに、すべて新製品とし、積載品にあっては安全確実かつ容易に取出しができること。

また、別表1及び別表2に掲げる物品は特記事項があるものを除き、この仕様書に記載されていないとも使用時に必要なものはすべて附属すること。

2 キャビン前面

- (1) フロントグリル中央に消防団章を取付けること。
- (2) バンパーにフォグランプを一對取付けること。
- (3) フロントパネルにLED警光灯(LFA-100、ガード付き)を2個取付けること。
(取付位置協議)
- (4) フロントバンパー側面にLED警光灯(LFA-100、ガード付き)を左右に1個ずつ取付けること。
(別途協議)

3 キャビン及び車体側面

- (1) キャビン左右センターピラー及び後部ピラーに乗降しやすいように手摺りを取付けること。助手席側に旗棒を着脱できる構造とすること。
(φ30mmステンレス製、止ネジ付き、分団車両旗用ポール含む)
- (2) 隊員乗降用のステップを強固に取付け、運転席側のステップに車輪止め2個を収納ブラケット付きで積載すること。(別途協議)
- (3) 車両用全自動電子バッテリー管理器用の外部電源(AC100V)入力マグネット式コンセント(カバー付)を隊員の活動に支障の無いように設けること。

また、入力時に通電確認ができるよう確認灯を取付けること。 (取付位置協議)

- (4) 資器材庫両側にφ3mmのパンチングメタルを加工した側板内に無線受令機用スピーカーを取付けること。 (別途協議)
- (5) キャビン下にバッテリーボックスを設け、埃及び水等が浸入しない構造とすること。
なお、点検及び取替えが容易にできる構造とすること。 (取付位置協議)
- (6) 側面をガルウイング式扉又はシャッター扉により、全面開口できる構造とすること。
- (7) ガルウイング式扉又はシャッター扉にLED警光灯(LFA-100)を左右に2個ずつ取付けること。 (別途協議)
- (8) 周囲照明灯として、ガルウイング式扉又はシャッター扉上部に横一直線となるよう埋込み式LED灯を設けること。
- (9) 車体の左側及び右側にはアルミ製ラックを用い、消防活動に必要な機材(ホース・管そう・消火栓開閉器具など)を収納すること。 (別途協議)
また、引出し式エプロンボックス及び長尺ボックスを設けること。 (別途協議)
- (10) ボデー前面左右にLEDサーチライトを各1か所設けること。
- (11) LED路肩灯を左右後輪前部に取付けること。

4 車体後部

- (1) 車体後部はシャッター扉を設け、オーバースライダー式により全面開口できる構造とすること。
- (2) シャッター内にB-2級小型動力消防ポンプを収納し、操作及び持ち運びを安全かつ容易にするため、ウィンチ動作による昇降可能な引出装置を設け、当該ウィンチは耐荷重1,000kg以上とし、単独でも使用可能な構造とすること。
- (3) 車両後方に、車外からB-2級小型動力消防ポンプ用バッテリーに充電可能な充電用コンセントを設けること。
- (4) 吸水管は、後面シャッター内にB-2級小型動力消防ポンプと接続したまま収納できるものとする。
- (5) B-2級小型動力消防ポンプ上部に積載棚を設け、アルミ製二連梯子及び鳶口2本を積載すること。
- (6) 後部に後方確認システム用カメラを取付け、保護枠を設けること。
- (7) テールランプはLEDとすること。
- (8) 車体後部にLED警光灯(LFA-200、ガード付き)を2個取付けること。
- (9) 車体に牽引フックを取付け、牽引する際、支障のない位置及び構造とし、付近にフック許容荷重の表示をすること。

5 キャビンルーフ

- (1) 車体キャビンはシャシー固有のものとする。
- (2) キャビンルーフ前部に散光式警光灯(NP-ML-VK2M-A、モーターサイレン、

スピーカー、標識灯付き)を取付けること。

- (3) キャビンルーフに対空標示をすること。
- (4) キャビンルーフ上部の左右に、消防無線受令機用アンテナを取付け、同軸ケーブルを、キャビン天井内張内を通し無線機取付装置まで配線すること。
- (5) キャビンルーフ左側にデジタル簡易無線器用ホイップアンテナを取付け、同軸ケーブルをキャビン天井内張内に通しデジタル簡易無線機取付装置まで配線すること。
- (6) キャビンルーフに取付ける各機器は堅固に補強及び防水処置を施し、室内に雨水が浸入しない構造とすること。

6 キャビン内部

- (1) 電子サイレンアンプを取付け、マイクを操作しやすい箇所に取付けること。
- (2) 当市が支給する消防無線受令機、デジタル簡易無線機本体取付用装置及び12V (ACC連動)の配線を設けること。
- (3) サーチライトメインスイッチ、標識灯スイッチ、計器灯スイッチ、モーターサイレンスイッチ、合成音声スイッチ(渋滞通過・交差点進入・出動予告)、無線受令機スピーカー内外切替スイッチ等のぎ装スイッチ類を操作しやすい箇所に取付けること。

(別途協議)

- (4) ぎ装メインスイッチをキーオン連動とすること。
- (5) 消防無線受令機のスピーカーは、左側センターピラー上部に取付け、簡易無線のスピーカーは、右側センターピラー上部に取付けること。

また、各スピーカー線はキャビン天井内張内を通し、消防無線受令機及びデジタル簡易無線機取付装置まで配線すること。(別途協議)

- (6) ルームミラーの位置に後方確認システム用モニタを取付けること。
- (7) ルームミラーの位置付近にドライブレコーダーを取付けること。
- (8) 後部用手摺り(φ40mm)を設け、中央部に収納ボックスを1個、収納ボックスの左右にS字フックを3個ずつ取付けること。また、収納ボックスはA3サイズのゼンリン地図3冊を収納可能とし、ボックスの左右外側に携帯無線機等を収納可能な小物入れを取付けること。
- (9) キャビン内後上部に強力ライト掛用フックを4個堅固に取付けること。
- (10) キャビン内にゴム製ネット(4か所)を堅固に取付けること。(別途協議)
- (11) キャビン内に携帯拡声器用ブラケットを取付けること。(別途協議)
- (12) 後部シート下に、車両用全自動電子バッテリー管理器を設置し、本体及び配線が傷つかないようにカバーを取付けること。
- (13) 室内灯を天井中央部に取付けること。また、ドア連動式とし電源はバッテリー直結とすること。

第9 電気装置

- 1 電気機器には雑音防止対策を施すとともに、スイッチ類で必要なものにはリレーを取付けること。
- 2 ヒューズボックスを増設すること。
- 3 ヒューズボックスに機器の名称を記載すること。
- 4 配線は損傷や引掛かりを防止するため、露出させないこと。
- 5 車両用全自動電子バッテリー管理器は外部電源（AC100V）入力時、自動で作動し必要に応じて車両用のバッテリーの充電を行い過充電等の不具合を起こさない構造とすること。

第10 消防無線受令機及びデジタル簡易無線機

- 1 消防無線受令機及びデジタル簡易無線機は、当市がそれぞれ指定する無線業者が設置及び使用可能な状態にし、設置の費用は受注者が負担すること。
- 2 設置は次のとおりとする。
 - (1) 当市がそれぞれ指定する無線業者にて事前に更新対象車両から消防無線受令機及びデジタル簡易無線機を取外しておくので、これを購入車両に取付けること。
 - (2) アンテナ、スピーカー、ケーブル配線及び取付装置は、新規に受注者が取付けること。
- 3 消防無線受令機及びデジタル簡易無線機の必要部品、取付位置及び取付日時等は当市が指定する無線業者を交え協議すること。

第11 塗装及び記入文字

1 塗装

- (1) 車体各部は完全な防錆処理をした後、明るい朱色のポリウレタン焼付塗装とし、磨き上げを行うこと。
- (2) アルミ、ステンレス及びメッキ加工品以外の部分には、すべて塗装を施し、金属露出部のないようにすること。
- (3) 車両の各部分及び重要点検箇所の表面には、黄色塗装を行うこと。
- (4) タイヤハウス内はアンダーコート（つや消し黒）塗装を行うこと。
- (5) フロントバンパー、側面下部ボックス及びリアバンパーは高耐久ポリウレタン塗装（黒色）を行うこと。

2 メッキ

- (1) 次のものには良質のクロムメッキを行うこと。ただし、鉄製品には銅メッキのうえ行うこと。
 - ア 各種操作レバー、ハンドル、手摺り等

イ 消防団章、灯火類の保護枠等の取付品等

ウ 媒介金具等の附属品

(2) その他塗装を施していない部分

3 記入文字

(1) キャブ両側の後部ドア部に「富士市消防団 第10分団」と記入すること。

ア 書体 丸ゴシック体 (数字は算用数字)

イ 書き方 左から横二段書き

ウ 字色 白色

エ 大きさ おおむね120×120 (mm)

(2) 車体側面部に「10」と記入すること。

ア 書体 丸ゴシック体

イ 書き方 算用数字

ウ 字色 白色

エ 大きさ おおむね300×300 (mm)

(3) 車体前面運転席側に「10」と記入すること。

ア 書体 丸ゴシック体

イ 書き方 算用数字

ウ 字色 白色

エ 大きさ おおむね180×180 (mm)

(4) 標識灯の両面に「10」と記入すること。

ア 書体 丸ゴシック体

イ 書き方 算用数字

ウ 字色 黒色

エ 大きさ 標識灯の大きさに調整

(5) キャブ上部に「団10」と対空標示すること。

ア 書体 丸ゴシック体 (数字は算用数字)

イ 書き方 一段書き

ウ 字色 白色

エ 大きさ おおむね500×500 (mm)

(6) 車体後部シャッターの上部には、「富士市消防団」中央に「10」と記入すること。

ア 書体 丸ゴシック体 (数字は算用数字)

イ 書き方 二段書き

ウ 字色 白色

エ 大きさ 文字はおおむね120×120 (mm)

数字はおおむね300×300 (mm)

- (7) その他、当市が指定するデザインをカッティングシート等で貼付すること。
- (8) 当市が指定する位置へ再帰性に富んだ反射材を貼付すること。

第12 その他

- 1 車両のナンバープレートの番号は「10」を取得できるよう努めること。
- 2 受注者は、当市の指定する車両（消防ポンプ自動車）について、所有者を富士市としたまま一次抹消登録し、登録識別情報等通知書を提出すること。
- 3 受注者は、当市の指定する車両（消防ポンプ自動車）について、静岡県公安委員会へ緊急自動車届出確認書の返還手続きを行うこと。
- 4 受注者は、当市の指定する車両（消防ポンプ自動車）について、自動車損害賠償責任保険の解約及び保険料返還手続きを行うこと。

以上

5073000057 多機能型消防自動車 (15/18)

別表1

取付装置

	品名	規格等	数量	摘要
1	散光式警光灯	NP-ML-VK2M-A	1	大阪サイレン製
2	LED警光灯	LFA-100	8	大阪サイレン製
3	LED作業灯	LIA-200	2	大阪サイレン製
4	電子サイレンアンプ (マイク付き)	TSK-D152 MC-D1	1	大阪サイレン製
5	消防無線受令機	アイコム IC-R6000FD	1	当市支給
6	消防無線受令機 取付装置	ワンタッチブラケット	1	
7	消防無線用スピーカー	トランペットスピーカー	2	外部、防水
8	消防無線用スピーカー	角型スピーカー	1	キャブ内
9	消防無線アンテナ	ルーフサイドホイップアンテナ	2	ケーブル付き
10	デジタル簡易無線機	アイコム IC-D5005	1	当市支給
11	デジタル簡易無線アンテナ	アイコム IC-D5005用	1	マグネットホイップアンテナ、ケーブル付き
12	デジタル簡易無線機取付装置	アイコム モービルブラケット IC-D5005 対応品	1	
13	デジタル簡易無線用スピーカー	角型スピーカー	1	キャブ内
14	サーチライト		2	LED
15	サーチライト用手動式伸縮装置	湘南工作所 SUD-3D	2	LED
16	消防団章	φ150mm	1	
17	ドライブレコーダー	一体型	1 式	取付け含む
18	全自動電子バッテリー管理器	車両バッテリー用	1 式	AC100V電源

5073000057 多機能型消防自動車 (16/18)

別表2

附属品

	品名	規格等	数量	摘要
1	可搬式消防ポンプ	B-2級可搬ポンプ	1 式	自動充電器付き
2	吸管	可搬式消防ポンプ用	1	
3	消火栓金具	75mmメスネジ×65mm差込メス	1	
4	ストカゴセット	16SKGF3P	1	ロープ、フック付き
5	吸管ストレーナー	75mm用 プラスチック製	1	
6	吸管塵よけ籠		1	
7	吸管枕木		2	
8	吸管ロープ	φ9mm×15m	1	
9	吸管スパナ		2	
10	中継口媒介金具	65mmメジネス×65mm差込メス	2	
11	低水位吸水装置	トーハツ製	1	
12	ポンプ内洗浄装置	トーハツ製 RCホッパー	1	
13	逃し弁付中継媒介金具	トーハツ製 コワレンゾー	1	
14	台車	可搬式消防ポンプ用 ACROS	1	固定機能付き
15	地下式消火栓蓋開	T型 長さ300mm	4	左右各2
16	地下式消火栓ハンドル	T型 長さ1,200mm	1	
17	給水栓ハンドル	Y型 長さ1000mm	1	
18	耐震性防火水槽蓋開	十字型 (日之出製 185型)	1	
19	放口媒介金具	65mmメジネス×65mm差込オス	2	
20	放口媒介金具		2	
21	スタンドパイプ	長さ1,000mm	1	
22	消防用ホース	50mm×20m	4	
24	無反動管鎗	65mm リニヤーノズル	2	
25	定流量型可変噴霧ノズル	NMパーフェクトノズル	2	
26	ガンタイプノズル	YOKOI PKO	2	接続口径50mm

5073000057 多機能型消防自動車 (17/18)

27	スムースノズル	口径21mm	2	
28	二又分岐金具		1	
29	異形媒介金具	65mm差込メス×50mm差込オス	1	
30	ホースバッグ	65mm及び50mm用	各4	FSJAPAN
31	ホースブリッジ	CB450	1組	大阪サイレン製
32	可搬式消火器具	バルファーストVF	5	
33	二連梯子	全長3.6m以上(アルミ製)	1	
34	鳶口	長さ1.8m グラスファイバー製	3	剣鳶(カバー付)1本含
35	掛矢		1	
36	大ハンマー	頭重量4.5kg×900mm	1	
37	斧		1	
38	エントリーツール	ホルマトロ T1	1	
39	剣先スコップ	パイプ柄	2	
40	角スコップ	Z型パンチャーショベル	5	
41	金てこ	長さ800mm	1	
42	チェンソー	マキタ MUC400DGFR	1式	バッテリー及び充電器含む
43	パワーカッター	マキタ CE090DZ	1式	バッテリー、替刃2枚含む (金属・非金属 各1枚)
44	強力ライト	ライトレスキュー LEDマルチライト	5	ダンパーストラップセット
45	自立式LED投光器	マキタ ML814	1式	バッテリー及び充電器含む
46	発電機	ホンダ EU9i	1式	
47	消火器	粉末ABC10型(自動車用)	1	取付金具付き
48	折りたたみ式担架	帝商 ANS24又は同等品	1	収納袋付き
49	インフレーターブルポート	株式会社ホープ インフレーターブルポート R-322DR	1	オール、コンプレッサー付 属品含む
50	胴付安全長靴	災害対策用	5	
51	車輪止め		2	ゴム又はハイブラ製
52	燃料携行缶	縦型 10ℓ	1	
53	ブースターケーブル	24V-100A以上(4m)	1組	

5073000057 多機能型消防自動車 (18/18)

54	車両バッテリー充電ケーブル	マグネット式コンセント用 (AC100V・10m)	1 本	コード結束用マジックテープ付き
55	予備ヒューズ	取付数以上	1 式	各アンペア
56	予備電球	取付数以上	1 式	
57	携帯拡声器	TS-633R	1 個	ノボル電気製 (取付金具付き)
58	分団車両旗用ポール	長さ80cm・直径2cm	1 本	リング2か所付き (間隔40cm)